

1..9..9..5

# 日本語教育施設要覧

JAPANESE LANGUAGE  
INSTITUTES IN JAPAN  
日语教育设施要览



1..9..9..5

# JAPANESE LANGUAGE INSTITUTES IN JAPAN

日本語教育施設要覧  
日语教育设施要览

1995年度版 日本語教育施設要覧

発行者：財団法人日本語教育振興協会

〒169 東京都新宿区北新宿1-13-19

弘林ビル

TEL：03-5386-0080

## はじめに



1995年度版日本語教育施設要覧が発刊のはこびとなりました。

当財団法人日本語教育振興協会は、日本語教育施設関係者の自主的な努力により、日本語を学習する外国人が安心して日本語を学習できる環境を整備するため、急速に増加している種々の形態の日本語教育施設の質の向上・充実を図ることを目的として、1989年5月に設立され、その後文部省、法務省及び外務省から財団法人としてその設立が認可されました。

当協会は、日本語教育を行うものとしてふさわしい施設の審査・認定事業をはじめとして、認定施設の概要を掲載した要覧の作成・配布、就学生の円滑な受入れを促進するための就学前自学自習用日本語教材の編集、海外の就学希望者等に対する広報用ビデオの作成、日本語教育教材の研究・開発、教員等研修会の開催及び就学生に対する入国在留に関する指導助言・生活指導の充実等、日本語教育施設の質的向上に資する事業を推進しています。

この要覧は、文部省が日本語教育に関する学識経験者に委嘱して組織した調査研究協力者会議から報告された「日本語教育施設の運営に関する基準」に基づき、当協会が日本語教育を行うにふさわしい施設として、1995年10月末までに認定した施設のうち、当協会の維持会員となっている施設ごとの概要説明を掲載しています。

また、この要覧には日本語教育施設に入学を希望する者の便宜を図るため、日本の教育制度や大学入学試験、日本語教育施設への出願、日本への入国の際注意すべき事項等を盛り込んでおりますので、参考にしていただきたいと思います。

本要覧が、日本において日本語を学習することを希望されている外国人の方々の良き道標となれば幸いです。

1995年11月

財団法人日本語教育振興協会

会長 中川秀恭

ご あ い さ つ



近年、我が国の経済発展や国際社会での役割の増大等を背景として、国際交流がますます進展し、世界各地において日本語の学習を希望される方々が増加してきております。

ある言語を学ぶことは、その言語が話されている国及びその文化への関心を深め、ひいては国民相互間の友好を深めることにつながるものであり、我が国としても、国内外の日本語教育の一層の充実を図る必要があります。

このような状況のもと、我が国において日本語を学習する方々のため、日本語教育振興協会が、日本語教育施設の審査・認定をはじめ、日本語教育施設の質的向上に資する様々な事業を展開しております。

同協会のこれら諸事業を通じて、より一層の日本語教育施設の質的向上及び外国人に対する日本語教育の振興が図られることを期待いたします。

このたび、同協会から「1995年版日本語教育施設要覧」が刊行される運びとなりました。

本要覧には、同協会が認定した日本語教育施設の概要が掲載されており、これから我が国で日本語の学習を計画している方々、さらには、国内外の関係者、関係機関にとっても有用な資料であり、この要覧が有効に活用されることを期待いたします。

1995年11月

文部省学術国際局長

林 田 英 樹

## ご あ い さ つ



近年における我が国と諸外国との交流の拡大に伴い、外国の人々の日本に対する関心は飛躍的に高まっています。これに伴い、日本語学習を目的として入国を希望する外国人も依然と高い数字で推移しています。我が国としては、真摯に日本語の学習に励もうとする外国人については、日本と外国の相互理解を深め、国際協調の発展に資する人材の育成に貢献するとの観点から、その受け入れを積極的に協力していくこととしています。

日本語教育施設は、その組織形態、教育方針等に様々なものがあり、日本語を真剣に学ぼうとする外国の人々にとって、それぞれの具体的なニーズや個別の事情に見合った適切な教育施設を選ぶことが重要です。また日本語の習得という目的を達成するためにも、入国・在留の手続を始め、我が国に長期間滞在する上で必要な知識と正確な情報をあらかじめ得ておくことが大切です。

日本語教育施設の活動内容が正しく外国人に理解されることは、日本語学習を目的とする外国の人々の適正な受け入れを確保する上でも不可欠です。

本要覧には、日本語教育振興協会が公正な審査を行い認定した日本語教育施設が紹介されています。このような形で日本語教育施設についての情報が広く提供されることは、これから我が国で日本語を学習しようとする外国の人々のため、さらには国の内外の関係者、関係機関にとって有意義なことと思います。

1995年11月

法務省入国管理局長

塚田千裕

## ご あ い さ つ



国際社会における我が国の地位の向上に伴い、海外における日本語学習熱が高まりつつありますが、国際交流基金が実施した海外日本語教育調査によると、海外での日本語学習者数は、全世界で1990年の98万人に対し、162万人と大幅に増えています。また、同調査で対象に含めることのできなかつた地域の学習者あるいはテレビ・ラジオ放送による学習者を含めると、現在の全世界における日本語学習者数は、優に数百万人に達することが推定されます。

日本語の普及は、我が国と諸外国との相互理解を深めるための重要な手段であるとの認識の下、外務省は従来より、国際交流基金等を通じて、海外における日本語普及事業を行ってまいりました。他方、近年、日本語を学ぶために来日する外国人の数が増加している状況にある中、我が国国内における日本語普及のための支援体制を更に準備していくことが急務となっています。

このため、国内における外国人の方々に対する日本語普及の推進を行う日本語教育振興協会の役割は、今後ますます重要なものとなると思われませんが、同協会によって認定された日本語教育施設に関する情報を掲載している本要覧が、今後日本語学習のために来日される方々の一助となることを希望します。

1995年11月

外務省文化交流部長

大塚 清一郎

## 本要覧を利用される皆さんへ

日本への入国の際の審査は各個人毎に行われるものであり、この要覧に掲載されている日本語教育施設における学習を理由として来日を希望する者の全てについて、日本への入国が保証されるものではありませんので、念のため御承知おき願います。

# 目 次

はじめに	(財) 日本語教育振興協会会長 中川秀恭	3
ごあいさつ	文部省学術国際局長 林田英樹	5
	法務省入国管理局長 塚田千裕	7
	外務省文化交流部長 大塚清一郎	9
<b>1. 導入編</b>		
(1)	日本語教育振興協会について	3
(2)	本書の利用にあたって	5
(3)	日本語教育施設の運営に関する基準について	9
<b>2. 参考資料編</b>		
(1)	日本の教育制度の概要	19
(2)	大学入学資格及び大学入学試験	23
(3)	日本語教育施設の入学手続と日本への入国・在留手続	25
(4)	日本での生活	31
	関係機関一覧	34
<b>3. 施設概要編</b>		
(1)	協会維持会員施設紹介 (地域別)	
	A 北海道・東北地区	40
	B 関東・甲信越地区	52
	C 東京地区	102
	D 東海・北陸地区	234
	E 近畿地区	260
	F 中国・四国・九州・沖縄地区	304
(2)	その他の協会認定日本語教育施設一覧	344
(3)	大学別科一覧	346
<b>4. 索引</b>		
		350

---

---

# 1 導 入 編

---

---



## (1) 日本語教育振興協会について

日本語教育振興協会は、1989年5月に日本語教育施設関係者の有志や日本語教育の専門家の方々の御尽力により設立されました。

当時の日本語教育界は、「留学生受入れ10万人計画」や入国手続きの簡素化を契機に就学生が急増、それに伴って日本語学校もどんどん増加している状況にありました。これらの教育施設の中には、明確な教育目標を持ち、質の高い教育が行われている施設もありましたが、教育条件や施設が著しく劣悪であるとか、その運営に問題があるなどにより、学生に迷惑をかけるような施設も出てくるようになり、社会問題ともなっていました。このような問題ある施設を排除し、日本語教育施設の質の向上を図り、真に日本語を学習しようとする方々が安心して質の高い日本語教育が受けられるようにするため、1988年12月、文部省の調査研究協力者会議が法務省や外務省の協力を得て、専修学校教育及び各種学校教育の基準に準じた内容を持つ「日本語教育施設の運営に関する基準」を取りまとめました。

この「基準」に適合する日本語教育施設の認定を行い、併せて教職員の研修や調査研究を行うことにより日本語教育施設の質的向上を図ることを目的とする団体として設立されたものです。

当協会は、1990年2月に文部大臣及び法務大臣から財団法人として許可され、その後外務大臣からも許可を受けています。

当協会が行う日本語教育施設の審査事業は、1990年3月に文部大臣から認定されたもので、その審査基準は前述の「日本語教育施設の運営に関する基準」を用いています。審査に当たっては、日本語教育の専門家、関係省庁の担当者、その他学識経験者の方々により構成された審査委員会を組織し、厳正な審査を行い、教育条件が良好であり日本語教育を行うことが適当なものとして1995年10月末までに565施設を認定しました。また、この審査・認定は3年ごとに更新することとしており、日本語教育施設の質的水準の維持向上を図っています。

なお、日本において専ら日本語の教育を行う施設で就学生、留学生を受け入れるものにあつては、当協会の認定を受けていることが前提となっています。

最近では、生徒数の減少などに伴う経営困難などにより、1995年10月末までに、約38%にあたる218施設が廃校等に追い込まれている状況があり、日本語教育施設の運営には大変厳しい状況がうかがえます。このような事態を回避するため、前述の「基準」は、施設運営の適切性、継続性及び社会的信用性を確保する必要があることから、新たに日本語教育施設を

設置しようとする者に対し、より厳密な経済的基礎を備えることを義務付けること及び教育課程の編成の中心となる「主任教員」の配置を明記するなどの改訂が、1993年7月に日本語教育推進施策に関する調査研究協力者会議により加えられ、当協会としても改訂された「基準」を審査基準として位置付け、審査・認定事業を実施しています。

当協会では、日本語教育施設の審査・認定事業のほか、日本語教育施設要覧の作成、国内関係機関及び世界各国への情報提供、就学生の円滑な受入れを促進するための就学前自学自習用教材の編集、海外の就学希望者等に対する広報用ビデオの作成、日本語教材の研究開発、日本語教員等の研修会の開催及び就学生に対する入国在留に関する指導助言・生活指導の充実等、日本語教育施設の質的向上に資する様々な事業を行っています。

当協会は、文部省、法務省及び外務省の監督、指導や援助を得ながら、日本語教育施設の水準の維持向上を図るため、中核的役割を果たすことが期待されています。

関係者の皆様方のあたたかい御支援を、今後とも引き続きお願いする次第です。

## (2) 本書の利用にあたって

### 1. 本書の編集方針

当協会は、平成元年以来、我が国における日本語教育施設について、真に日本語の学習を希望する外国人が安心して日本語を学習できる環境・条件を備えているかどうか厳正な審査を行ってきました。本書では、この審査により1995年10月末現在、収容定員等の変更により再審査を要するものを含め基準に適合すると認定された施設のうち、当協会の維持会員である297施設の概要を紹介するものです。なお、維持会員になっていない施設やその他の認定施設については、その名称及び所在地一覧を掲載しています。

なお、当協会の審査は、文部省の日本語学校の標準的基準に関する調査研究協力者会議が取りまとめた「日本語教育施設の運営に関する基準」に基づき、文部省、法務省及び外務省の協力の下に行っています。

また、要覧は、日本語版、英語版及び中国語版に分冊して編集しています。

### 2. 参考資料編について

日本の教育制度の概要、日本の大学へ入学する場合の入学資格及び入学試験、日本語教育施設への入学手続及び日本への入国・在留手続等についての注意事項等を概説しています。日本語教育施設への入学を希望する場合は、事前によく理解しておいてください。

### 3. 施設概要編について

(1) 当協会維持会員施設については、各施設の概要について次のように紹介しています。

- ① 認定施設の所在地により、全国を6つのブロックに分け、各ブロックごとに北から順番に配列しています。
- ② 各施設の紹介は、それぞれの施設から提出された資料により編集しています。なお、個別の内容についての詳細は、各施設に問い合わせてください。
- ③ 記載事項に関する留意点

i) 設置者の種別：

日本語教育施設を設置する主体は何であるかを示したもので、学校法人、民法法人など法律に基づき設置され、文部省等の監督を受けるもの、株式会社、有限会社など営利企業が主体となるもの及び特に監督官庁を持たない任意の団体、個人等があります。

ii) 日本語教育施設の学校教育法上の位置付け：

ここで表記される学校の位置付けは、学校教育法上の専修学校、各種学校のいずれかであることを示すとともに、学校教育法上の位置付けのないものについては、「その他」と記載しています。

○ 「専修学校」とは、修業年限1年以上、年間授業時間800時間以上、常時40人以上の生徒を有する学校

- － 専門課程（高等学校，高等専修学校（3年制）卒以上が入学資格）
- － 高等課程（中学校卒業以上）
- － 一般課程（入学資格限定なし） の区分があります。

○ 「各種学校」とは、修業年限1年以上、年間授業時間680時間以上、入学資格の限定のない学校

iii) 認定期間：

日本語教育施設としての認定期間は3年間を単位とし、再審査を受けて更新されます。

当初から現在までの認定期間を記載しています。

iv) 教員数、現在生徒数及び就学生・留学生の主な出身国・地域：

1995年7月1日現在の状況を記載しています。

1994年度卒業生数は、1994年4月から1995年3月までの1年間に卒業した者の数を記載しています。

v) 設置コース：

当協会が認定した日本語学習のコースを示しています。スペースの制約上、4コース以上のコースがある場合は、それを「上記以外のコース」の欄にコースの名称を記載しています。

これらのコースに関する詳細については各施設に照会してください。

なを、「上記以外のコース」欄には、当協会の認定対象外である短期ビザ等の者を対象としているコースの名称も記載しています。

vi) 生徒納付金：

「授業料」、「その他」は、就学期間を通算した総額を示しており「その他」は教材費等の授業料以外に必要な経費を示しています。

vii) 教室数：

日本語教育の授業を行う教室の合計数を示しています。また、LL 教室がある場合は、その数を外数で示しています。

viii) 図書数：

日本語教育に関する文献の合計数を示しています。

ix) 寮：

学生寮の有無を示しています。また、学生寮がある場合は、入居の際要する経費を月額で示しています。

x) 1994年度外国人日本語能力試験受験状況：

(財) 日本国際教育協会が実施した1994年度外国人日本語能力試験の受験者数及び認定者数を示しています。

xi) 1995年度私費外国人留学生統一試験受験状況：

(財) 日本国際教育協会が実施した1995年度私費外国人留学生統一試験の受験者数及び200点以上(400点満点)の得点者数を示しています。

xii) 卒業者の進路：

1994年度の卒業者のうち大学、専修学校等への進学者について、進学先別の人数と、その主な学校名を記載しています。

(2) 1995年10月末までの当協会認定施設で、施設概要編に掲載されていない施設については、それぞれの名称及び所在地を「その他の認定日本語教育施設一覧」として掲載しています。

(3) 大学における日本語教育組織については、特に大学別科についてそれぞれの名称及び所在地を「大学別科一覧」として掲載しています。

#### 4. 索引について

本誌に掲載している日本語教育施設の索引を掲載しています。施設概要編に掲載している施設については※印を付して掲載頁を示し、その他の施設については掲載頁のみを付しています。

なお、日本語名称については、アルファベット順に配列されています。